

第106回 歴博フォーラム

文 日 年
化 本 と 号

2017年9月16日(土)

会場／国立歴史民俗博物館講堂

歴博フォーラム「年号と日本文化」の開催趣旨とご挨拶

表現の多様性は、文化の豊かさを示す指標と言えます。日本語で「自分」を指す言葉には、「私」という一般的な言い方の他に、「俺」「僕」「先生」「おばあちゃん」など性別、年齢、職業、立場による様々な使い分けがあります。このような使い分けは、英語が一人称単数の場合、基本的に「I」一つで事足りるのに比べると非効率であり、時には煩わしさを感じことがあります。表現の多様性は普遍的な価値を持つものではありませんが、使い分けがあることで伝達可能となる現象や維持される関係もあり、一つの文化圏に身を置く人はその文化が持つ表現を適度に使い分けることが求められます。

「時」の表し方にも文化が反映します。現在の日本に暮らす私たちは西暦を使うのが一般的になっていますが、年を表すのに年号も使っており、この二つを使い分けています。年号は中国で使い始められたのですが、周辺の国や地域も次第に使うようになり、日本は大宝（701～704）以降、現在に至るまで千三百年以上も使い続けています。西暦 2017 年の今年を「平成 29 年」と表記するのは、「時」に関する表現の多様性の一端を示すことであり、日本の伝統文化の一つを維持することでもあります。

「年号と日本文化」と題する本フォーラムでは、年号の制定手続きとそのプロセスの中でなされる議論を含め、日本の公年号がどのようにして決められたかを中心に論じます。報告と議論を通して、我々の生活に深く根ざしている年号が持つ文化的要素に対する理解が深まることにつながれば幸いです。

本フォーラムは国立歴史民俗博物館共同研究プロジェクト「廣橋家文書の年号資料の整理と研究」（平成 27～29 年度）による研究成果の一部を構成するものです。現在、本館第三展示室にて実施されている特集展示「年号と朝廷」と十月下旬に開催する国際シンポジウム「年号と東アジアの思想と文化」を含め、準備と実施に際して館内のスタッフ各位から一方ならぬご支援をたまわりました。多大なるご支援に心からの謝意を表します。

実行責任者 水上 雅晴（本館・客員教授、中央大学文学部・教授）

実行委員 小島 道裕（本館研究部・教授）

近藤 浩之（北海道大学大学院文学研究科・教授）

大川 真（中央大学文学部・准教授）

高田 宗平（大阪府立大学・客員研究員）

報告者の紹介

ところ いさお
所 功

京都産業大学・名誉教授、モラロジー研究所・研究主幹

- ・『日本の年号』『年号の歴史』続編『日本年号史大事典』(以上、雄山閣)
- ・『三善清行』(吉川弘文館人物叢書)『菅原道真の実像』(臨川書店)
- ・『皇室の伝統と日本文化』(モラロジー研究所出版部)など

せき りつぜん
石 立善

上海師範大学哲学与法政学院・教授

- ・「朝鮮古写徽州本『朱子語類』について」(『日本中国学会報』60、2008年)
- ・「ドイツ・ベルリン旧蔵トルファン出土唐写本『毛詩正義』残巻考」
(『古典学集刊』1、2015年)
- ・『日本十三経注疏文献集成』(主編、中西書局、2016年)

ふくしま かねはる
福島 金治

愛知学院大学文学部・教授

- ・『金沢北条氏と称名寺』(著書、吉川弘文館、1997年)
- ・『安達泰盛と鎌倉幕府－新しい幕府への胎動と抵抗』(著書、山川出版社、2010年)
- ・『生活と文化の歴史学9 学芸と文芸』(編著、竹林舎、2016年)

みずかみ まさはる
水上 雅晴

国立歴民俗博物館・客員教授、中央大学文学部・教授

- ・小南一郎編『学問のかたち—もう一つの中国思想史』(共著、汲古書院、2014年)
- ・劉玉才・水上雅晴主編『經典与校勘論叢』(北京大学出版社、2015年)
- ・水上雅晴「年号勘文資料が漢籍校勘に関して持つ意味と限界—經書の校勘を中心とする考察」(『中央大学文学部紀要(哲学)』第59号、2017年)

第 106 回歴博フォーラム

年号と日本文化

日 時 : 2017 年 9 月 16 日 (日) 13:00~16:00

会 場 : 国立歴史民俗博物館講堂

主 催 : 国立歴史民俗博物館

プログラム

13:00	開会の挨拶	久留島 浩 (国立歴史民俗博物館長)
13:05	趣旨説明	水上 雅晴 (国立歴史民俗博物館客員、 中央大学)
13:10	基調報告 「日本年号の来歴と特色」	所 功 (京都産業大学名誉教授、 モラロジー研究所)
14:10	休憩	
14:20	各論報告 1 「中国の年号と予言」	石 立善 (上海師範大学哲学与法政学院)
14:50	各論報告 2 「鎌倉幕府の「延慶」改元・改暦への関与」	福島 金治 (愛知学院大学)
15:20	各論報告 3 「難陳一朝廷における改元議論の実態」	水上 雅晴
15:45	質疑応答・まとめ	大川 真 (中央大学)

総合司会 : 大川 真

日本年号の来歴と特色

所 功（京都産業大学名誉教授、モラロジー研究所教授）

一、「大化」と「大宝」以来の独自年号

年号（元号）は、漢字文化のひとつにほかならない。古代中国では、前漢の武帝（在位BC141～87）が、それまで帝王の即位から何年と数えていた一種の元号を改めて、「建元何年」という形で、年数の上に漢字の名称、すなわち年号を冠するようになった。

その年号は皇帝の勅定する暦に記され、統治国内だけでなく周辺諸国に頒たれた。それによって頒暦を受けた国々では、中国の年号をそのまま使っていた（使わしめられた）。後漢の頃から中国に朝貢した倭国も、その例外ではない。

しかし、大和朝廷（王権）を中心に日本列島の大部分が段々と統一された倭国では、まず五世紀初めころ儒学を、ついで六世紀中ごろ仏教を、さらに七世紀初めころ律令法を受け入れると共に、やがて独自の年号を定めて使おうとする意識が高まった。その結果、初めて作られたのが、譲位の新例を開かれた皇極女帝四年（645）の「大化」年号である。

ただ、当時は強大な唐帝国を憚って、日本独自の年号を公的に使うことが難しかったので、「大化」も五年後に定められた「白雉」年号も、広く用いられた形跡がない。

しかしながら、七世紀後半、天智・天武両天皇のリードで中央集権的な国家体制作りが進むと、ようやく文武天皇五年（701）三月「大宝」という年号が建てられ、その年号を冠した「大宝令」の中で次のごとく明文化されるに至った（原漢文、以下同）。

およそ公文（公式文書）に年を記すべくんば皆年号を用ゐよ。

これによって、それまで多く用いられてきた干支（十干十二支の組み合せ）とか何天皇何年という表記が、ほとんどすべて「年号」で示されるようになった。

この事実は、「天皇」を中心とする律令国家の全国民が、年号の公用を通じて統合されるのみならず、中国王朝や朝鮮諸国などに対して「日本」が国家として独立した存在である、ということを堂々と表明できるようになった画期的な意味をもっている。

二、天皇により勅定されてきた年号

この年号制度は、それから今日まで千三百年余り、一年も途切れることなく続いてきた。ちなみに、本家の中国では、清朝の滅亡（辛亥革命 1911 年）と共に廃止されている。

これが長らく続きたのは、朝廷が実権をもっていた飛鳥・奈良・平安時代のみならず、幕府が武力で全国を支配した鎌倉・室町・江戸時代でも、また立憲公議政体の明治以降にも、天皇（すめらみこと=統る尊）が国家・国民統合の最高権威と仰がれながら存在してきたからだといえよう。

日本における明治以前の改元理由は、天皇の代始（即位直後）以外に、珍しい祥瑞が現れたり著しい災異が起きたり、とりわけ变革年と恐れられた辛酉・甲子の年を迎えるたび

に行われてきたから、一号平均五～六年しか続いていない。

しかし、改元を発議するのは原則として天皇であり、新元号を公布したのも天皇の詔書である。従って、改元の手続きも、天皇から御意向を承った大臣が漢籍に詳しい文人官吏（平安中期以降ほとんど菅原道真の子孫）数名に命じて、漢籍（歴史・哲学・文学の古典）から良い文字案を勘文として上申（勘申）させる。

その数名から各々数案が勘申されると、陣議（現在の閣僚会議）を開き、文字案の一つ一つについて慎重に難陳（論難と陳弁）を繰り返し、良案三箇に絞って天皇に奏上する。

すると、それを御覧になった天皇が、その中から最良案を選ぶよう仰せられる。そこで再び審議してベストな一案を決めて奏上すると、それを認めることにより「勅定」されたことになる（その際、異論を述べられたり差し戻されたこともある）。

さらに、勅命を受けた係官が「改元詔書」の案文を作成し、それも奏上して勅許をえられたら清書する。その詔書は、太政官から全国の国司に伝達され、すみやかに施行されることになっていた。

ただし、中世から近世にかけて、とりわけ江戸時代には、幕府の介入が慣例化している。具体的には、朝廷の学者が勘申した文字案を江戸へ送ると、老中が幕府の儒官（林家）の意見によって良案を選んで京都へ戻す。すると、朝廷の陣議では幕府の意向に沿った結論を奏上している。しかも、新元号の詔書が出ると、幕府はそれを江戸へ送らせ、登城した諸大名に伝達してから新元号を使わせている。とはいえ、それを天皇が最終的に勅定するという原則に変わりは無い。

三、明治以降の「一世一元」と「元号法」

やがて幕末に近づくと、全国的に尊王意識が高まる。年号についても、中国の明・清に倣って、天皇の一代に一号（一世一元）にすべきだという意見が、大阪の懐徳堂学主中井竹山や水戸の彰考館史官藤田幽谷らによって唱えられた。それを公式に採用したのが、慶応四年（1868）の「明治」改元にほかならない。

これを提案した参与の岩倉具視から依頼を受けた議定の松平春嶽は、宮廷儒者から出された文字案を調べ、三つに絞って内裏の賢所（天照大神の神鏡を祀った所）に供え、天皇（満15歳）が籤（くじ）を引かれて「明治」に勅定された。その出典は『周易』に「聖人南面して天下を聽けば、明に向かひて治まる」とあり、八月四日に次のような「改元詔書」が公布されている（これ以後、年号を元号という）。

慶応四年を以て明治元年と為す。今より以後、一世一元、以て永式と為す。

これを承けて、明治二十二年（一八八九）『皇室典範』第十二条に「践祚の後、元号を建て、一世の間に再び改めざること、明治元年の定制に従ふ」と定められ、さらに同四十二年『登極令』（とうきょくれい）で次のとく厳密に規定された。

第二条 天皇践祚の後は直ちに元号を改む。

元号は枢密顧問に諮詢したる後、これを勅定す。

第三条 元号は詔書を以てこれを公布す。

それから三年後（1912）の七月、明治天皇（満59歳）の崩御により大正天皇（32歳）が践祚されると、あらかじめ内閣と宮内省で用意した文字案を直ちに枢密院で審議せしめ、全会一致で可決した「大正」元号を勅定された。そして「明治四十五年七月三十日以後を改めて大正元年と為す」という改元詔書が公布されている（改元当日施行）

これと同様に、足かけ十五年後（1926）の十二月、大正天皇（47歳）の崩御により昭和天皇（25歳）が践祚されると、さらに改元手続きを経て、「大正十五年十二月二十五日以後を改めて昭和元年と為す」という詔書が公布されたのである（改元当日施行）

こうして「一世一元」の元号制度は定着したかにみえた。しかし、敗戦後の日本を占領統治したGHQは、昭和二十一年（1946）、明治憲法の全面改定だけでなく、「皇室典範」も「登極令」も廃止を命じた。そのため、「昭和」元号は、事実たる慣習として使われたが、次の元号を定める法的根拠は無い状態に陥った。

そこで、「明治百年」の昭和四十年代前半から、「元号法」の制定運動が起こり、ようやく同五十四年（1979）、次のような法文が制定公布された。

1、元号は、政令で定める。

2、元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。

この1は、天皇が長らく年号=元号を勅定されてきたけれども、新憲法で「国政に関する権能を有しない」と制約されたため、代わりに政府が「政令」で定めることにしたのである。しかし2で、その元号は「皇位の継承があった場合」に限って改める「一世一元」の原則を続けるとしたところに、大きな意味がある。

それから十年後の昭和六十四年（1989）一月七日朝六時半、天皇（87歳）が崩御されると、十時半に皇太子（55歳）が「剣璽等承継の儀」を経て践祚された。すると政府は、あらかじめ用意した元号案（三つ）の中から最良の「平成」に決定し、午後二時公表したのである（改元の政令は、天皇が国事行為として署名をされた上で公布され、翌九日午前零時から施行する措置がとられた）。

その出典は、従来と同じく漢籍が用いられ、『史記』の「内平らかに外成る」と『書經』の「地平らかに外成る」から二字を取った。しかも、この新元号は「国の内外にも天地にも平和が達成されること」という意味」をこめたものと公表されている。

四、キリスト紀元を「西暦」と称して併用

このように千三百年以上の歴史を持つ日本の年号=元号は、今なお公的制度（「元号法」という法律に根拠をもつ）として存在する。従って、戸籍や出産・婚姻・死亡など公式の届出書類、公的な免許証、郵便局・銀行などの通帳は、いずれも原則として元号で統一することになっている。

しかし、一方で二十一世紀に入るころから、いわゆる西暦を使う人が段々ふえてきた。全国紙の欄外をみても、元号（西暦）の表記は、ほとんどが「西暦（元号）」として、本文は西暦のみの記事が多い。これは、いわゆるグローバル化の進む現在（今後も）、西暦

の方が通算に便利だからであろう。

とはいって、考えてみると、日本人は「西暦」というが、その本質はキリスト生誕紀元である。現に歴史の教科書などでも「BC」「AD」と書くのは、「Before Christ」（キリスト以前）「Anno Domini」（ラテン語で主の年より）の略称にほかならない。

このキリスト生誕紀元は、AD 525年、ローマの神学者ディオニュシウスにより提案されたが、キリスト教圏にも普及するのは十世紀以降であり、キリスト教を奉ずるヨーロッパ諸国の植民地拡大に伴い、世界の多くで使われるようになった。

わが国には、十六世紀後半にイエズス会（カトリック）の宣教師らによりもたらされ、いわゆる切支丹版の書物刊行年は「AD」で記されている。また、京都の妙心寺塔頭「春光院」には、かつて「南蛮寺」にあった釣り鐘（国の重文）を見ると、「IHS（イエス・人類の救い主・Iesas Hominum Salvation の略） 1577」と刻まれている。

このキリスト紀元を「西暦」とか「西紀」と称した初見ははつきりしないが、明治二年（1869）に村田丈夫（本姓野村）の著した『西洋見聞録』前篇に「皇暦某月日は西暦の某月日たるを知るべし」とある。また翌三年から仮名垣魯文の著した『西洋道中膝栗毛』六篇に「頃は西洋紀元一千八百七十年」とみえる。

ただ、それが日本の紀年法として公認されていたわけではない。むしろ『西洋見聞録』のいう「皇暦」は、『日本書紀』の神武天皇即位紀元（略称「皇紀」）であり、しかもそれが明治五年（一八七二）の太政官布告に「今般、太陽暦御頒行、神武天皇御即位を以て紀元と定めらる」とある。同三十一年（一八九八）の「閏年」に関する勅令も「神武天皇御即位紀元年数の4を以て整除し得べき年を閏年とす。…」としている。

もちろん、皇紀は史実と大巾なズレがある（神武天皇の実在を認めて、その即位をBC 660年に設定したことには無理がある）。従って、今日これを日本の紀元として公用するのは難しく、元号以外ではキリスト生誕紀元を「西暦」と称して併用するほかない。

しかも、このような元号と西暦との併用には、十分な意義がある。前述のとおり、日本の年号は、漢字文化として時代の理想を表明し、とりわけ一世一元の元号は、国民統合の象徴と憲法に定められる天皇の在位年数を明示するシンボルであり、後世から振り返れば時代の雰囲気を良く表す。一方、いわゆる西暦は、既に世界の大半で（キリスト教国以外でも）使われており、一本の物指し（長尺）として目盛の年次を特定し、前後の年数を通算するにも便利なことが多い。

つまり、今や日本にしかない元号は、独立国家のシンボルとして尊重しながら、世界的な広がりをもつ西暦も文明の利器として併用することが、独自性と普遍性を併せもつ日本人には、必要な常識と思われる。

尚、今上陛下の譲位を可能とする「特例法」の成立により、平成三十一年（二〇一九）早々に改元されると見込まれる（「元日改元」は中国に多いが、日本では「天応」〔781、年辛酉元日〕以外にない）。その望ましい在り方についても、時間があれば言及する。

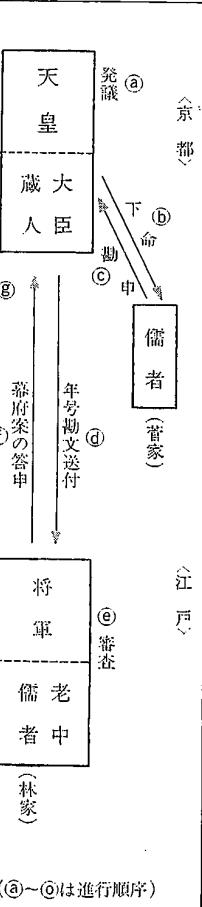
（平成二十九年七月七日稿）

表7 公年号の出典と引文回数

10回以上	元 46	永 34	建 26	天 和 21	平 20	興 18	太 17	光 15	嘉 大 德 14
熙 康 13	泰 寧 12	景 始 11	初 中 11	延 祐 乾 10	至 10	(以上二四字)			
9回	3回	開 咸 9	慶 隆 9	宝 明 8	安 順 7	聖 定 6	武 潤 龍 6		
淳 紹 5	治 通 道	貞 5	化 皇 正 成 4	昌 寿 同 凤 4	萬 (万) 4				
炎 蒸 5	頭 漢 5	歲 朔 5	靖 宣 5	符 文 封 3	(以上四三字)				
2回	応 観 5	章 神 5	統 5	文 封 3					
豊 本 5	雍 漢 5	神 5	符 文 封 3						
1回	意 雲 5	耀 露 (三字)							
晋 黄 5	功 鴻 5	祀 丹 5	禮 論 5	弘 祥 5	崇 清 5	端 地 5	長 祉 5	福 5	
復 昭 5	豫 仁 5	政 征 5	節 節 5	先 級 5	足 戴 5	宅 調 5	登 鼎 5		
豫 仁 5	樂 総 5	征 征 5	節 節 5	總 級 5	足 戴 5	宅 調 5	登 鼎 5		
晋 升 5	復 復 5	豫 仁 5	樂 総 5	豫 仁 5	足 戴 5	宅 調 5	登 鼎 5		
(五八字)									

表8 日本与中国の共通公年号の文字使用回数

安 (17 · 7)	雲 (2 · 1)	永 (29 · 34)	延 (16 · 10)
久 (9 · 1)	慶 (9 · 9)	景 (1 · 11)	建 (9 · 26)
承 (14 · 1)	亨 (1 · 1)	國 (1 · 3)	應 (20 · 2)
長 (19 · 2)	仁 (13 · 1)	至 (1 · 10)	至 (1 · 10)
武 (1 · 6)	中 (3 · 11)	正 (19 · 4)	祥 (1 · 2)
福 (1 · 2)	貞 (8 · 5)	神 (3 · 3)	大 (6 · 14)
文 (19 · 3)	同 (1 · 4)	正 (19 · 4)	昌 (1 · 4)
明 (7 · 8)	同 (1 · 4)	弘 (8 · 2)	乾 (12 · 14)
曆 (16 · 6)	德 (14 · 13)	觀 (3 · 2)	壽 (10 · 4)
和 (19 · 21)	泰 (1 · 4)	儒 (8 · 2)	康 (3 · 4)
万 (4 · 4)	治 (21 · 5)	儒 (1 · 1)	化 (12 · 14)



所功編 日本年号大事典(雄山閣平成26年)

[子類]	尚書 = 書經 35	周易 = 易經 27	詩經 15	札記 8	左伝 4	孝經 3	周礼 2	孟子 2	論語・爾雅・春
秋 春秋繁露	大戴礼 各 1								
後漢書 24	漢書 21	晉書 16	舊唐書 16	史記 12	宋書 5	貞觀政要 4	後魏書 3	國語 3	杜子通典 3
範 長短經・帝王略論・典言符命・博物志・白虎通・文中子 各 1	抱朴子 2	鹽鐵論・韓非子・顏子家訓・魏文典論・管子・金樓子・五行大義・崔寔政論・太公六	南史 北史 各 1	隋書 3	梁書 3	北齊書 2	會通・會稽記・五代史・新唐書・宋史・太宗實錄・帝王世記		
[集類]	文選 25	蔡邕儀・董巴議・韋孟諷諫詩 各 1							
[緯類]	易緯 3	詩緯 2	春秋緯 2	河圖挺佐輔 2	尚書考靈耀・春秋命歷序・春秋內事・龍魚河圖 各 1				

辛酉年と甲子年の中国と日本の改元実態

(BC)	干支	中 国		日 本			
(BC)						<易緯>	<清行勘文>
660	辛酉	(周)	惠王	17	神武	元	
657	甲子		惠王	20	神武	4	
600	辛酉		宝王	7	神武	61	
597	甲子		宝王	10	神武	64	4×6元 (240) (240)
540	辛酉		靈王	5	安寧	9	
537	甲子		靈王	8	安寧	12	
480	辛酉		敬王	40	懿德	31	
477	甲子		敬王	43	懿德	34	
420	辛酉		威烈王	6	孝昭	56	(60)
417	甲子		威烈王	9	孝昭	59	
360	辛酉		顯王	9	孝安	33	2×6元 (120)
357	甲子		顯王	12	孝安	36	
300	辛酉		赧王	15	孝安	93	(180)
297	甲子		赧王	18	孝安	96	
240	辛酉	(秦)	始皇帝	7	孝靈	51	
237	甲子		始皇帝	10	孝靈	54	4×6元 (240)
180	辛酉	(漢)	高帝	8	孝元	35	
7 17	甲子		文帝	3	孝元	38	
120	辛酉		武帝・元狩	3	開化	38	(120)
117	甲子		武帝・元狩	6	開化	41	
60	辛酉		宣帝・神爵	2	崇神	38	
57	甲子		宣帝・五鳳	元	崇神	41	
(AD)							
1	辛酉	前漢)	平帝・元始	元	垂仁	30	2×6元 (120) (180)
4	甲子		平帝・元始	4	垂仁	33	
61	辛酉	後漢)	明帝・永平	4	垂仁	90	
64	甲子		明帝・永平	7	垂仁	93	
121	辛酉		安帝・建光	元	景行	51	
124	甲子		安帝・延光	3	景行	54	4×6元 (240)
181	辛酉		靈帝・光和	4	成務	51	(180)
184	甲子		靈帝・中平	元	成務	54	
241	辛酉	蜀漢)	懷帝・延熙	4	応神	91	
244	甲子		懷帝・延熙	7	応神	94	
301	辛酉	西晋)	惠帝・永寧	元	応神	101	
304	甲子		惠帝・永安	元	応神	104	2×6元 (120) (120)
361	辛酉	東晋)	穆帝・升平	5	仁徳	49	
364	甲子		哀帝・興寧	元	仁徳	52	
421	辛酉	(宋)	武帝・永初	2	允恭	10	
424	甲子		太武帝・始光	元	允恭	13	
481	辛酉	(齊)	高帝・建元	3	清寧	2	
484	甲子		武帝・永明	2	清寧	5	4×6元 (240)
541	辛酉	(梁)	武帝・大同	7	舒明	2	
544	甲子		武帝・大同	10	舒明	5	

【601】

【601】

【661】

【661】

601	辛酉	(隋)	文帝・仁寿	元	推古	9	
604	甲子		文帝・仁寿	4	推古	12	
661	辛酉	(唐)	高宗・龍朔	元	齊明	7	7/24 齊明女帝崩御
664	甲子		高宗・麟德	元	天智	3	前年 白村江の戦い
721	辛酉		玄宗・開元	9	元正・養老	5	前年 「日本書紀」撰上
724	甲子		玄宗・開元	12	聖武・神龜	元	2/9 即位、改元
781	辛酉		德宗・建中	2	桓武・天祐	元	1/1 改元、4/3 即位
784	甲子		德宗・興元	元	桓武・延暦	3	11/11 長岡京に移幸
841	辛酉		武宗・会昌	元	仁明・承和	8	
844	甲子		武宗・会昌	4	仁明・承和	11	
901	辛酉		昭宗・天復	元	醍醐・延喜	元	1/25 道真左遷、7/15 改元
904	甲子		昭宣帝・天佑	元	醍醐・延喜	4	
961	辛酉	(北宋)	太祖・建隆	2	村上・応和	元	前年 内裏焼亡、2/16 改元
964	甲子		太祖・乾徳	2	村上・康保	元	7/10 改元
1021	辛酉		真宗・天禧	5	後一条・治安	元	2/2 改元
1024	甲子		仁宗・天聖	2	後一条・万寿	元	7/13 改元
1081	辛酉		神宗・元豊	4	白河・永保	元	2/10 改元
1084	甲子		神宗・元豊	7	白河・応徳	元	2/7 改元
1141	辛酉	(南宋)	高宗・紹興	11	崇徳・永治	元	7/10 改元
1144	甲子		高宗・紹興	14	近衛・天養	元	2/23 改元
1201	辛酉		寧宗・嘉泰	元	土御門・建仁	元	2/13 改元
1204	甲子		寧宗・嘉泰	4	土御門・元久	元	2/10 改元
1261	辛酉		理宗・景定	2	亀山・弘長	元	2/20 改元
1264	甲子		理宗・景定	5	亀山・文永	元	2/28 改元
1321	辛酉	(元)	英宗・至治	元	後醍醐・元亨	元	2/23 改元
1324	甲子		泰定帝・泰定	元	後醍醐・正中	元	12/9 改元
1381	辛酉	(明)	洪武帝・洪武	14	長慶・弘和	元	2/10 改元
〃	〃				後円融・永徳	元	2/24 改元
1384	甲子		洪武帝・洪武	17	後亀山・元中	元	4/28 改元
〃	〃				後小松・至徳	元	2/27 改元
1441	辛酉		英宗・正統	6	後花園・嘉吉	元	2/17 改元
1444	甲子		英宗・正統	9	後花園・文安	元	2/5 改元
1501	辛酉		孝宗・弘治	14	後柏原・文亀	元	2/29 改元
1504	甲子		孝宗・弘治	17	後柏原・永正	元	2/30 改元
1561	辛酉		世宗・嘉靖	40	正親町・永祿	4	※戦国末期 辛酉改元なし
1564	甲子		世宗・嘉靖	43	正親町・永祿	7	※戦国末期 甲子改元なし
1621	辛酉		熹宗・天啓	元	後水尾・元和	7	※江戸初期 辛酉改元なし
1624	甲子		熹宗・天啓	4	後水尾・寛永	元	2/30 改元
1681	辛酉	(清)	聖祖・康熙	20	靈元・天知	元	9/29 改元
1684	甲子		聖祖・康熙	23	靈元・貞享	元	2/23 改元
1741	辛酉		高宗・乾隆	6	桜町・寛保	元	2/27 改元
1744	甲子		高宗・乾隆	9	桜町・延享	元	2/21 改元
1801	辛酉		仁宗・嘉慶	6	光格・享和	元	2/5 改元
1804	甲子		仁宗・嘉慶	9	光格・文化	元	2/11 改元
1861	辛酉		文宗・咸豊	11	孝明・文久	元	2/19 改元
1864	甲子		穆宗・同治	3	孝明・元治	元	2/20 改元
1921	辛酉		※1911辛亥革命		大正・大正	10	※明治元(1868)一世一元

中国の『元日改元』一覧(601年以降)

※ 中国の正史等により改元月日が元日と判明る例を、日本との外交関係が明確な7世紀以降について表示した。
中国では6世紀にも元日改元が10数例(日本では「天応」(781)のみ)

AD	干支	皇帝	中国年号	天皇	日本年号
601	辛酉	文帝 9	仁寿 元	推古 9	
627	丁亥	太宗 2	貞觀 元	推古 35	
650	庚戌	高宗 2	永徽 元	孝德 6	白雉 元
664	甲子	〃 16	麟德 元	天智 4	
684	甲申	睿宗 元	嗣聖 元	天武 12	
685	乙酉	〃 2	垂拱 元	〃 13	
689	己丑	〃 6	永昌元・載初元	持統 4	(朱鳥 4)
698	戊戌	武則天9	聖曆 元	文武 2	〃 13
742	壬午	玄宗 31	天寶 元	聖武 19	天平 14
765	乙巳	代宗 4	永泰 元	稱德 2	天平神護 元
780	庚申	德宗 2	建中 元	光仁 11	宝龜 11
784	甲子	〃 6	興元 元	桓武 4	延曆 3
785	乙丑	〃 7	貞元 元	〃 5	〃 4
836	丙辰	文宗 10	開成 元	仁明 4	承和 3
880	庚子	僖宗 8	広明 元	陽成 5	元慶 4
889	己酉	昭宗 2	龍紀 元	宇多 3	寛平 元
890	庚戌	〃 3	大順 元	〃 4	〃 2
894	甲寅	〃 7	乾寧 元	〃 8	〃 6
990	庚寅	太宗 15	淳化 元	一条 5	正曆 元
995	乙未	〃 20	至道 元	〃 10	長徳 元
998	戊戌	真宗 2	咸平 元	〃 13	〃 4
1004	甲辰	〃 8	景德 元	〃 19	寛弘 元
1017	丁巳	〃 21	天禧 元	後一條2	寛仁 元
1022	壬戌	仁宗 元	乾興 元	〃 7	治安 2
1023	癸亥	〃 2	天聖 元	〃 8	〃 3
1034	甲戌	〃 13	景祐 元	〃 19	長元 7
1049	己丑	〃 28	皇祐 元	後冷泉5	永承 4
1064	甲辰	英宗 2	治平 元	〃 20	康平 7
1068	戊申	神宗 2	熙寧 元	後三条元	治曆 4
1078	戊午	〃 12	元豐 元	白河 7	承曆 2
1086	丙寅	哲宗 2	元祐 元	堀河 元	応徳 3
1101	辛巳	徽宗 3	建中靖国元	〃 16	康和 3
1102	壬午	〃 4	崇寧 元	〃 17	〃 4
1107	丁亥	〃 9	大觀 元	鳥羽 元	嘉承 2
1111	辛卯	〃 13	政和 元	〃 5	天永 2
1126	丙午	欽宗 2	靖康 元	崇徳 4	大治 元
1131	辛亥	高宗 5	紹興 元	〃 9	天承 元
1163	癸未	孝宗 2	隆興 元	二条 6	長寛 元
1165	乙酉	〃 4	乾道 元	六条 元	永万 元
1174	甲午	〃 13	淳熙 元	高倉 7	承安 4
1190	庚戌	光宗 2	紹熙 元	後鳥羽8	建久 元
1195	乙卯	寧宗 2	慶元 元	〃 13	〃 6

隋

唐

北宋

南宋

南宋

元

明

清

11

1201	辛酉	〃 8	嘉泰 元	土御門4	建仁 元
1205	乙丑	〃 12	開禧 元	〃 8	元久 2
1208	戊辰	〃 15	嘉定 元	〃 11	承元 2
1225	乙酉	理宗 2	寶慶 元	後堀河5	嘉祿 元
1228	戊子	〃 5	紹定 元	〃 8	安貞 2
1234	甲午	〃 11	端平 元	四条 3	文曆 元
1237	丁酉	〃 14	嘉熙 元	〃 6	嘉禎 3
1241	辛丑	〃 18	淳祐 元	〃 10	仁治 2
1253	癸丑	〃 30	寶祐 元	後深草8	建長 5
1259	己未	〃 36	開慶 元	龜山 元	正元 元
1260	庚申	〃 37	景定 元	〃 2	文応 元
1265	乙丑	度宗 2	咸淳 元	〃 7	文永 2
1275	乙亥	恭宗 2	德祐 元	後宇多2	建治 元
1295	乙未	成宗 2	元貞 元	伏見 9	永仁 3
1308	戊申	武宗 元	至大 元	花園 元	延慶 元
1312	壬子	仁宗 2	皇慶 元	〃 5	正和 元
1321	辛酉	英宗 元	至治 元	後醍醐4	元亨 元
1324	甲子	泰定帝2	泰定 元	〃 7	正中 元
1341	辛巳	順帝 9	至正 元	後村上3	興國 2
1399	己卯	惠帝 2	建文 元	後小松16	応永 6
1403	癸未	成祖 2	永樂 元	〃 20	〃 10
1425	乙巳	宣宗 元	洪熙 元	稱光 14	〃 32
1426	丙午	〃 2	宣德 元	〃 15	〃 33
1436	丙辰	英宗 2	正統 元	後花園9	永享 8
1450	庚午	代宗 2	景泰 元	〃 23	宝徳 2
1465	乙酉	憲宗 2	成化 元	後土御門2	寛正 6
1488	戊申	孝宗 2	弘治 元	〃 25	長享 2
1506	丙寅	武宗 2	正徳 元	後柏原7	永正 3
1522	壬午	世宗 2	嘉靖 元	〃 23	大永 2
1567	丁卯	穆宗 2	隆慶 元	正親町11	永祿 10
1573	癸酉	神宗 2	万曆 元	〃 17	天正 元
1621	辛酉	熹宗 2	天啓 元	後水尾11	元和 7
1628	戊辰	毅宗 2	崇禎 元	〃 18	寛永 5
1645	乙酉	唐王 元	弘光 元	後光明3	正保 2
1646	丙戌	桂王 元	紹武 元	〃 4	〃 3
1647	丁亥	〃 2	永曆 元	〃 5	〃 4
1662	壬寅	聖祖 2	康熙 元	後西 9	寛文 2
1723	癸卯	世宗 2	雍正 元	中御門15	享保 8
1736	丙辰	高宗 2	乾隆 元	桜町 2	元文 元
1796	丙辰	仁宗 元	嘉慶 元	光格 18	寛政 8
1821	辛巳	宣宗 2	道光 元	仁孝 5	文政 4
1851	辛亥	文宗 2	咸豐 元	孝明 6	嘉永 4
1862	壬戌	穆宗 2	同治 元	〃 17	文久 2
1875	乙亥	徳宗 元	光緒 元	明治 9	明治 8
1909	己酉	恭宗 2	宣統 元	〃 43	〃 42

中国の年号と予言

石 立善 (上海師範大学教授)

一

年号は中国の漢代に生まれた政治的な制度である。暦と同じように、紀年すると同時に、国家の秩序を維持してきたのである。年号制度は中華文明の代表的なものとして、日本や朝鮮、ベトナムなど周辺の国々にも導入され、さらに独自の年号が作り出されて使用されてきた。長きにわたって、年号は東アジア地域の政治や文化の共通基盤を築いたのである。

年号はおおむね、以下三つの主な意義を持つと考えられる。一、時間を独占して管理・管轄することによる権威を示す。二、王朝や政権の正統性を主張する。三、国運をよくする（祥瑞を招致し、天災や戦乱などから復帰・振興）。中国の正統王朝は二十九で、用いられた年号は前漢の武帝の「建元」(BC140-BC135)から清朝のラストエンペラー愛新覚羅・溥儀の「宣統」(1909-1911年11月13日)まで、合計四百五十六個である。王朝の治国の理念や政治情勢、ひいては皇帝の心理状態や信仰などが各々の年号に表れていると言えよう。本講演は年号文字の占いによる吉凶の予言(讖)にまつわる話を中心として、史書や文集、類書などの文献に基づき、数々の年号について実例を挙げながら話したい。

二

文字占いは「測字」といい、伝統的術数学の一つである。測字術は、相字、拆字、破字ともいう。それは唐代に生まれ、宋代の測字術の名手である謝石以後、ますます隆盛となり、現在でも中国や台湾、香港などで行われている。象形文字である漢字の字画や部首、偏旁を増減・分解・組み合わせるなどの手法によって、事の吉凶や国、人間の運命などを予言する占いである。一見、文字の遊戯と見えるが、漢字の持つ神秘的な力を信じて、その一画・一字・一句に秘められた豊富な情報を読み取り解釈するのが測字の狙いだ。

【例1】「昌」の字は二つの太陽を意味する

東晋の初代皇帝の元帝は太興を永昌^{えいしょう} (322-323) に改元したが、臣下の郭璞は永昌という名は二つの太陽（二日）を象徴すると言った。すなわち、「昌」を上下二つの「日」に分解して占ったのである。天に二日がなく、國に二主がないと夙に言われているが、その歳の冬十一月、元帝は病死した。（『容齋續筆』卷十三）

南齊の廢帝も隆昌（494）と改元した際、史官が同じく「二つの太陽だ」と予言したが、同年七月に廢帝が殺害され、新安王の蕭昭文が即位した。隆昌という一年の間に、二人の皇帝が存在したということである。（『煙嶼樓筆記』）また、明の光宗が泰昌（1620）という年号を用い、これもまた「二つの太陽」と言われたが、光宗がその年の九月に急死し、熹宗が即位した。隆昌と同様、同じ年に二人の皇帝が在位したことになる。（『煙嶼樓筆記』）

【例2】「正」の字は一に止まるか

清朝の挙人の汪景祺が著した「歴代年号論」では「正」の字が「一に止まる」（「一止」）を象徴するとし、正の字を持つ年号はすべて吉兆に非ずと言い、金王朝の海陵王の「正隆」(1156-1161)、金の哀宗の「正大」(1224-1232)、元の順帝の「至正」(1341-1370)、

明の英宗の「正統」（1436–1449）、明の武宗の「正徳」（1506–1521）など多くの実例を挙げて論じたが、当時の年号「雍正」（1723–1735）を呪ったとして、雍正三年（1725）に汪氏は重罪に問われ、入獄し処刑された。古代中国では年号の持つ絶対的な権威は、まさに王権そのものであって、犯してはならないのである。（『世宗憲皇帝上諭内閣』卷四十八）

実は年号「正」の字の問題について、すでに古くから指摘されてきた。六朝の梁の末、豫章王の蕭棟と武陵王の蕭紀は偶然同じ年号「天正」（551）を別々に用いたが、時的人は「天は二人、正は一に止まる」（天者二人、正者一止）と予言した。結局、侯景の乱によつて皇帝に擁立された豫章王が四ヶ月後に廃され、武陵王も一年後殺害されたのである。（『梁書』卷五十五、『南史』卷五十三）また、金の大定（555–562）年間、遼の耶律窩斡が帝と称し、偽号を「天正」としたが、その政権もただ一ヶ月で滅んだ。清の順治五年（1648）、東明の土賊が偽称した年号も天正で、やはり同じく一年で滅亡した。（『煙嶼樓筆記』）

【例3】「天保」（550–559）は在位年数を予言する

北斉の初代皇帝の文宣帝（529–559）は「天保」と改元した際に、士人の深い学識を持つ者は「天保の文字は一大人は只だ十なりとなす。帝は恐らく十を過ぎないであろう」と予言したが、果たして文宣帝は天保十年（559）十月に三十一才の若さで崩御した。（『北史』文宣本紀、「士有深識者曰、天保之字、為一大人只十、帝其不過十乎。」）

「天保」の出典は『尚書』仲虺之誥篇「欽しんで天道を崇び、永く天命を保つ」（欽崇天道、永保天命）や『詩經』天保篇「天は爾を保定んず」（天保定爾）に拠る大変縁起のいい言葉で、日本とも深い関係を持つ。平安後期仁平四年（1154年）の改元の際に、「天保」が最終候補に挙げられたが、左大臣藤原頼長が反対したあげく、「久寿」に差し替えられたという。約七百年後、仁孝天皇が年号に「天保」を用い、1831年から1845年まで十五年間使用した。

●天⇒一大 保⇒イ呆 イ=人 呆⇒只十

【例4】発音が同じため、「嘉靖」（1522–1566）は民がみな一文無しという意味になる

文字の発音から年号を占うこともある。明の世宗は即位した際に、「嘉靖」と改元したが、以後、世宗は不老長生の術に溺れ、二十数年間も朝廷の政事に臨まなかった。さらに人民を酷く搾取し苦しめ、妄りに建設の大工事を起す。汚職の官吏や盜賊が溢れ、洪水や旱魃などの天災も跡を絶たない。國中の人々はその年号「嘉靖」の発音が「家淨」（JIA JING）と同じと見て、「家々はみな空っぽで、財産がない」と臆測して恨んだ。地方官吏の海瑞がその深刻な民間の話を上疏文に書き、厳しく世宗を諫めたのである。（『海忠介公全集』卷二「直言天下第一事疏」、「天下因即陛下改元之号而臆之曰、嘉靖者、言家家皆淨而無財用也。」）

【例5】歴史教科書に載ってない年号「純熙」

南宋時代の孝宗は「淳熙」（1174–1189）の年号を十五年間用いたが、実は最初使ったのは「淳熙」ではなく、冬至の日に詔で天下に公表した「純熙」である。しかしこの年号は六日間使っただけで、すぐに急遽「淳熙」に改めた。つまり「純」を同音の文字「淳」（CHUN）に入れ替えた。「純熙」の出典は『詩經』酌篇「時に純いに熙り」に基づく。後漢時代の経学者鄭玄（127–200）の解釈は「純は大、熙は興なり」とし、時に大きく振興するという大変縁起のいい典拠だが、最も短命の年号になってしまった。改字の要因は三説に分かれた。一つ目の説は、中書門下省の会議で「淳化」と「雍熙」を組み合わせて、「淳熙」に替えるべき

と決めたからだ。つまり「淳熙」は先祖の太宗を尊び、彼が使った二つの年号である淳化（990–994）と雍熙（984–987）の合体したものである。（『建炎以来朝野雜記』乙集卷七、『皇宋中興兩朝聖政』卷五十二）二つ目の説は、『詩經』酌篇は周の武王が殷の紂王の討伐を成功させた後、武王の偉業達成を賛美・頌栄する樂歌「大武」の歌詞であるから、当時の南宋の政治情勢にそむくことになる。北方の騎馬民族の強敵の金に対して、軽々しく武力行使で北伐することを連想させるのを恐れたからだ。（『建炎以来朝野雜記』乙集卷七、『容齋續筆』）三つ目の説は、「純」の字の偏旁は「屯」だから、用いるべきではないからである。後漢の許慎がしたためた『說文解字』は「屯は難なり。草木の初めて生まるるに象り、屯然として難なり」（屯、難也。象艸木之初生。屯然而難）と言う。（『朱子語類』卷一百二十七、『雲麓漫鈔』、『玉海』卷十三）上記の三つの説は、一体どれが改元をさせた眞の理由だったのだろうか。

【例6】「平成」は中国でも年号の有力候補に上がった

宋の神宗は熙寧（1068–1077）の末に改元の際、近臣から「平成」「美成」「豐亨」の三つの年号候補が挙げられた。神宗は「成の字は戈を背負っている。美成というのは、犬や羊が戈を背負う。亨の字は子を為すこと成らんという意味を持つから、むしろ亨を去り、（豊の上に）元の字を加えるのがよい」と言った。（『容齋續筆』卷十三、「成字負戈、美成者、犬羊負戈。亨字為子不成、不若去亨而加元。」）まず平成は「成」の右側に戈、戦争を意味する。次の美成は「美」の上下の構成は羊と犬、さらに成の右の戈、家畜まで戦争に巻き込まれることを意味する。最後に亨の下部の「了」は子の字が横の一画を欠いたもので、皇室の子孫に悪影響を及ぼす。

この面白い記事から、年号の選定は文学侍従の近臣（日本の紀伝博士に相当）がまず幾つかの候補を用意して進呈し、最終的に皇帝が自ら考案し決定することが分かる。神宗自身が測字術を用いて、三つの候補を詳細に占った結果、いずれも気に入らず、最後に「豐亨」に一文字を入れ替えて、「元豐」（1078–1085）にしたのだ。

【例7】「乾道」（1165–1173）はなぜ九年目に改元したか

南宋の孝宗は「乾道」の年号を使い、九年目の十一月に翌年改元の詔を下した。「乾道」の出典は『易』乾卦・彖伝「乾道 変化し、各の性命を正す」（乾道変化、各正性命）に由来するが、数字の九は数理的には天の徳にあたり、頂点を極めることを意味する。（『周易』文言伝、「乾元用九、天下治也」、「乾元用九、乃見天則」。）したがって、「乾道」は九年間のみ使われて、翌年に改元したのである。（『建炎以来朝野雜記』甲集卷三）測字術だけでなく、伝統的な易の数理からも年号を占ったのである。改元の年数は普通は四年から六年に一度と言われているが、必ずしもそうでないことが多い。「乾道」以外、宋代において年号はよく九年目に改元され、開宝・太平興國・大中祥符・慶曆・嘉祐などいずれもそうである。（『帰田録』卷二）さらに、前漢の宣帝の「五鳳」以外、中国の年号は漢数字をほとんど使用しないことも看過できない。それは数字には一定の限界があるから、意識的に避けたと思われる。

【例8】「隆」の字形は「降」に似ているか

北齊の後主は武平を「隆化」（576）と改元したが、当時的人が「隆化」を占って、「隆」は「降」の字に、「化」は「死」の字に、すなわち「降死」と置き換えられ、敵に降参して死ぬと予言。やがて北齊が北周に攻撃され、都は陥落した。後主が陳王朝へ亡命しようとした道中、北周の軍隊に捕らわれ、長安に送られて、温国公に封じられたが、後に反乱を策謀しようとした罪で自決させられた。（『隋書』五行志）

南宋の後期、「慶元」（1195–1200）を選定する前に、「隆平」が有力候補として挙げられたが、儒者の朱子（1130–1200）は以前孝宗の時、「隆興」（1163–1164）と改元した際、すでに「隆」の字が「降」に形が近いからと論難されたことがあったので、「隆平」を用いてはならんと反対した。（『朱子語類』卷一百二十七）付言しておくが、「慶元」は仁宗の「慶曆」と哲宗の「元祐」の年号から各一字を取って組み合わせた年号である。宋代ではこのような合体年号という選定方法が最もよく使われたのである。

【例9】「太平興国」（976–984）は皇帝の寿命の予兆

年号の文字の多くは二字で、三字や四字もあり、時に五字、六字、七字の場合もある。宋の太宗が使った太平興国は四字である。改元した際、年号の前半の二字「太平」によって、「一人 六十にして卒す」（一人六十卒）という予言が出たが、太宗（939–997）は果たして五十九才にして亡くなった。（『貴耳集』卷中、『玉海』卷十三）

●太⇒一人丶 平⇒八十 丶+八=六

【例10】「亨」は何月に見えるのか

東晋の安帝の時、実権を握ったのは大臣の桓玄であるが、元興元年（402）を大亨元年と替えた。有識者は新しい年号の「大亨」を「一人 二月に了る」（一人二月了）と予言した。桓玄は元興三年（404）安帝を廢して、皇位を簒奪して即位、国号を楚とした。わずか三ヵ月後の永始二年（404）仲春二月、のち劉宋の武帝となる劉裕がクーデターを起こし、桓玄は都の建康から脱出したが、子の桓昇とともに益州で殺害された。そして安帝がまもなく帝位に戻った。「大亨」の出典は『周易』無妄や革の象伝「大いに亨りて以て正し」（大亨以正）に基づき、めでたい言葉だが、「大」の字は一人、「亨」は一月了と分解・解釈され、絶大な権力を持つ桓玄の運命の予言となつたのである。なお、一は二と見なされた。（『梁書』卷五十五。「亨」の異体字の字形は亨、詳しくは別掲の写真を参照）

【例11】「宣和」（1119–1125）はもともと宮殿の名

上述のように、中国の年号の出處は必ずしも古典や歴史書によらないことが往々にしてある。北宋の徽宗は自ら住んでいた宮殿の名称である宣和を年号として改元した。しかし、「宣」の字は「一家に二日が有り、不祥と為す」（一家有二日、為不祥）とある者が予言した。その後、北方の金王朝が宋を侵略し、徽宗が禅讓の形で帝位を息子の欽宗に譲り、自ら太上皇に退いた。占う者は「宣」の字を宀 二日に分解し、部首の宀を家と見なした。（『鉄圍山叢談』卷一、『玉海』卷十三）

もう一つの説によると、人は宣和の文字を占って、「一旦宋が亡ぶ」（一旦宋亡）を予言した。それは「宣」の字を宀 一旦に、「和」の字をノ木口に分解してから、ばらばらになつた部首や偏旁を四つの新しい文字に組み合わせたのである。（『楓窗小牘』）

●「宣」⇒宀 一旦 「和」⇒ノ木口 宀+木⇒宋 ノ+口⇒亡

【例12】「靖康」（1126–1127）が在位年数と後継者を暗示する

北宋の欽宗は「靖康」と改元した。有識者は「靖康」が「十二月に康を立つ」と占つたが、果たして在位満一年となったところで、靖康二年、金の軍隊が都の東京を破り、欽宗や多くの王族、臣下が捕虜として北へ連れさられた。欽宗の異母兄弟で、徽宗の第九子康王の趙構がすぐ帝位を受け継ぎ、南宋王朝の高宗となり、「中興」の皇帝と言われた。「靖康」は欽宗の在位期間が十年、後継者が康王であることを予言して的中した。三十年後、欽宗は金の地で悲惨な死を遂げた。（『容齋續筆』卷十三、『鉄圍山叢談』卷一）

実際欽宗に先立って、その父徽宗が即位した時、建中靖国（1101）と改元した際に、臣下の任伯雨が「靖」の字を問題視して、「内難は靖と曰い、紀元するべきではない」と諫めたが、その進言は採用されなかった。（『三朝北盟会編』卷二十六、『玉海』卷十三）ちなみに、「靖」の字は、皇帝や公・侯が死去した時に贈られる「謚」である。

【例 13】「広明」(880-881)がかえって反乱者の祥瑞となる

年号は祥瑞を招き寄せるものだが、その意味で造反する者に悪用されることもある。唐の僖宗は「広明」と改元したが、黄巢が起こしたとんでもない大反乱を予言することになる。同年十一月、黄巢は反乱軍を引き連れ、都の長安を占領し、自ら符命（天から帝王の位を授かった祥瑞）を述べて、「唐の皇帝は朕が義を起こしたことを知りながら、廣明に改元した。年号の文字から言うと、唐にはすでに天の分がなくなったのだ。唐の字から丑と口を取り除いて『黄』を置いた。天の意思は黄を唐の下に居させるのであり、すなわち黄家の日月である」という。（『旧唐書』黄巢伝、「唐帝知朕起義、改元廣明、以文字言之、唐已無天分矣。唐去丑口而安黄、天意令黄在唐下、乃黄家日月也。」）ちなみに、部首の广は家を意味する。

●唐-丑口⇒广　　广+黄⇒廣　　明⇒日月　　廣+日月=黄家日月

【例 14】「運」の字は軍が走ること

後梁（西梁）の蕭琮は孝明帝の帝位を継ぎ、広運（586-587）と改元したが、江陵の年寄りたちは「運という字の構成は、軍が走るなり。吾が君は當に軍に走らされるだろうか。」その後、蕭琮は隋の都で文帝に拝謁し、そのまま拘束されて後梁に戻れなくなった。その叔父の蕭岩が後梁の官民を連れさり、陳の王朝に降参し、隋を裏切った。後梁の国はついに廃されたのである。（『隋書』五行志、「江陵父老相謂曰、運之為字、軍走也、吾君當為軍所走乎。其後、琮朝京師而被拘留不反、其叔父岩掠居人以叛、梁國遂廢。」）

後晋の出帝（少帝）が開運（944-946）の年号を使ったが、開運三年、契丹軍が侵攻し都の開封を陥落させ、出帝が降伏し、国が滅亡した。北漢の英武帝も広運（974-979）を用いたが、北宋の北征で破られ降参した。

●運⇒軍辵　　辵=走

【例 15】「大業」(605-618)は大変苦しい時代を意味する

隋の煬帝は即位し、年を号して大業とした。識者はその年号を嫌惡し、「字について占うと、大きい苦しみが来るなり」と予言。やがて天下に動乱が起こり、国全土が極めて困窮した状況に陥ってしまったのだ。大業年間、京杭大運河の建造大工事のほか、高句麗に二回も遠征し、各地でも反乱軍が勃発した様である。（『隋書』五行志、「煬帝即位、号年曰大業。識者惡之、目於字離合為大苦來也。尋而天下喪亂、率土遭荼炭之酷焉。」）

【例 16】水を喜ばない宋の王朝

中国の王朝はみな五徳終始説を信奉する。王朝の交替・革命は、金・木・水・火・土という五行の循環で解釈する相克・相生関係によると考える。王朝の徳が五行の関係・順序で循環するが、宋王朝の場合は徳が火で、水を喜ばない。なのに、北宋の英宗の年号「治平」（1064-1067）の「治」は氵の部首を持つ字で、自らの火徳に克つことになる。そのせいか、英宗は即位してわずか三年で崩御した。改元の当時、「本朝の徳が火で、水を用いるべきではない。「治」のような字は、また治平という年号が長く保たないことを示す」という。（『鉄圍山叢談』卷一、「本朝火徳、不宜用水。若治字、又謂英祖治平不克久」、『玉海』卷十三）

【例 17】「炎」が火を多く持つ、故に盜賊多し

南宋の高宗の年号「建炎」（1127–1130）や端宗の「景炎」（1276–1278）はいずれも王朝自身の火徳を強く主張するものとされているが、しかし建炎年間、各地で盗賊が反乱や暴動を起し、大いに朝廷を悩ませたから、「炎の字は二つの火を持つ、故に盜賊多し」と反省し、「紹興」に改元した。（『建炎以来朝野雜記』甲集卷三、玉海卷十三）八卦のうち、「離」☲は火の卦で、甲冑や戈兵を象徴する。炎の字は上下とも火からなるので、盜賊の反乱を抑えるため、改元を決意したわけである。それはまさに過ぎたるは及ばざるがごとしである。

【例 18】後世の皇帝の名を予言した年号

蜀の後主の年号は炎興（236）、その次の王朝である西晋の初代皇帝の名が司馬炎である。唐の殤帝が用いた年号は唐隆（710）であるが、二年後、開元の治世をひらく玄宗の李隆基が皇帝に立てられたのである。（『煙嶼樓筆記』）

【例 19】銭の年号の書き方から見える奸臣の本心

北宋の大文豪でもある蔡京が崇寧（1102–1106）の銭の文字を書写したが、「崇」の字は上の部首の山から一筆の縦が下まで貫いて、「寧」の字は真ん中にある心を省いて書かなかった。人に「宗を破る意ありて、国を寧んずる心なし」と譏られた。この逸話から、当時の民衆がどれほど奸臣蔡京のことを嫌悪したかが分かる。（『貴耳集』卷中）

【例 20】皇太后を悦ばす年号

北宋の仁宗が即位し「天聖」（1023–1032）と改元したが、当時、章献皇太后が仁宗を輔佐して摂政政治を行ったため、議者は「天の字は文として二人と為し、二聖人という意味で、皇太后を悦ばすためのものに過ぎない」と言った。天聖九年に至り、「明道」（1032–1033）と改元したが、今度は人が「明の字は文として日月が並ぶ。それは前の年号が指す二人の旨と同じだ」と考えた。（『帰田録』卷二）また、清の十代目の皇帝穆宗の「同治」（1862–1874）も同じ意図で選定されたと思われる。六才で即位した幼い穆宗を助けるため、その生母である西太后と継母の東太后がともに垂簾聽政さいれんちようせいして摂政した。漢籍の出典を持たない「同治」に対応する満州語の年号は「yooningga dasan」だ。yooningga は形容詞で全体的な・共同的なという意であり、dasan は名詞で政治を指すから、共同的な政治という意味になる。漢文年号の意と合致する。当時の朝廷政治の特殊な実態を如実に反映したのである。（『清実録』）

結びに代えて

朝野を問わず、測字術の発達と流行によって、年号文字の占いによるさまざまな予言が生まれたが、こうした測字術による王権を代表する年号の予言から、民衆とりわけ読書人の政治に関する議論への参加の強い意欲が伺える。漢字の形・音・義による占いは漢字信仰と崇拜から創られたものと思われるが、我々はそれこそ漢字文化の魅力の一つだと考え、「漢字マジック」と称したい。当時の人々の測字術による政治への参与と解釈・予言には、王朝政治の裏と表だけでなく、古代中国人の思考様式も存在する。そして歴史の面白みがまさにそこにあるのではなかろうか。

*紙幅の都合上、本稿の年号実例に関連する人物・地理・文字・銭などの図表は別掲の写真資料とする。
なお、本稿は、国立歴史民俗博物館共同研究「広橋家旧蔵文書を中心とする年号勘文資料の整理と研究」による研究成果の一部である。

鎌倉幕府の「延慶」改元・改暦への関与について

福島 金治(愛知学院大学文学部教授)

一 研究史

- ①所功『日本の年号』(一九七七年)
- ②北爪真佐夫氏「元号と武家」(『文士と御家人 中世国家と幕府の吏僚』二〇〇二年、二〇〇〇年初出)
- ③山下克明「『大唐陰陽書』の考察—日本の伝本を中心として—」(『平安時代陰陽道史研究』、二〇一五年、二〇〇一年初出)

二 島津家本『大唐陰陽書』の奥書の検討と課題

(A) 『大唐陰陽書』

[参考論文] 中村璋八「『大唐陰陽書』考」(『日本陰陽道書の研究』、増補版二〇〇〇年)、大谷光男「日本古代の具注暦と大唐陰陽書」(『東アジアの古代を探る—暦と印章をめぐって—』、大東文化大学東洋研究所、一九九九年)、大谷光男「日本の具注暦と『大唐陰陽書』」(『東アジアの古代を探る—暦と印章をめぐって—』、大東文化大学東洋研究所、一九九九年)、山下論文。

- ①書誌 本来の書名は『陰陽書』、唐の呂才らの撰、貞觀一五年（六四一）成立、天平一八年（七一六）以前に伝来。卷三二・三三は年間の暦注配当の一覧表で、『大唐陰陽書』と呼ばれる。

- ②東京大学史料編纂所所蔵島津家本『大唐陰陽書』(島津家文書80/1/4/5)。

此書両巻、以陰陽頭兼暦博士從五位下賀茂保憲朝臣本所伝也、奥注云、以春家本上下巻、比校畢、彼本奥、嘉祥元年歲次^{戊辰}七月朔^{庚午}五日^{壬戌}、從六位上暦博士大春日朝臣真野麻呂書之、然則、數家之說府合、累代之本不謬、若令他本有錯者、可知他誤^云、今又件本有両本、猶為両本法授書畢、但件本一暦儒家仁宗・仁統・增命五師家本也、今一本醍醐寺增本畢、專不可有銘者也、

此奥書中五師者、是星宿三師、暦家・儒家是二家、仁宗・仁統・增命、是二家三人之歟、
章中朔旦事、^{トウ}詢算宿之両道、已改謬暦、任保元之先蹤、被宣下之、曜道之中、獨及勘奏、
明識之至、尤有叡感者、院宣如此、悉以状、

十二月十日 前平中納言経親^判

宣算法印御房

^②最勝園寺殿

改暦并転位事、承候了、目出候之、

德治三年
延慶元_{戊申}十二月廿八日
弁法印御房

崇演
沙弥在判

延慶元也、改元十月九日 德治三年戊申至应永廿六年己亥、当百二十年也、
大永五年^{乙酉}菊月十日

右、件書全部并立成記曆作之内、悉認之、然而大統曆者窓月令翰墨訖、

〔奥書〕

暦博士賀茂保憲本を底本とし、嘉祥元（八四八）年に暦博士大春日真野麻呂書写本など数家の写本を比較校合したもの。応永二六（一四一九）年書写本を大永五（一五二五）年に再び書写して伝来。

〔文書〕

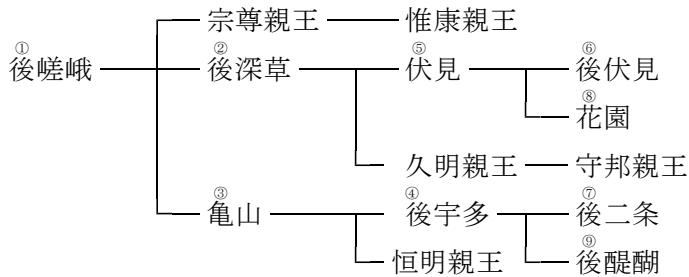
- ①伏見上皇院宣
②北条貞時書状（得宗書状）

〔関連研究論文〕渡邊正男「関東御教書と得宗書状」(『中世寺社と国家・地域・史料』、二〇一七年)、中島圭一「得宗の安堵—慶應義塾大学文学部古文書室所蔵文書からー」(『日本歴史』七七二、二〇一二年)。

(B) 奉者平経親と宿曜師宣算法印

- ①平經親 徳治二（一二七六）年二月一〇日、関東下向、三月二九日帰洛。延慶二（一三〇九）年正月、正二位。正和六（一三一七）年、伏見院の葬礼に出仕後に出来した（『公卿補任』）。「伏見院執權」『洞院家廿卷部類』（『檢非違使補任』別巻）
・経親は徳治二（一三〇七）年の関東下向 「恒明親王立坊事書案^{徳治二年}」と関わる。
事書案は恒明親王を皇太子とすることを意図し、経親はそれを幕府に伝えるために下向した（龍肅『鎌倉時代』（本郷和人編、二〇一四年、初版は一九五七年）、
〔関連研究論文〕三浦周行「両統問題の一波瀾」（『日本史の研究』第二輯上、一九三〇年）、森茂暁「皇統の対立と幕府の対応－『恒明親王立坊事書案 徳治二年』をめぐって－」（『鎌倉時代の朝幕関係』、一九九一年）

[天皇家略系図、①以下は天皇の継承順]



② 経親と宿曜師の関係

〔関連研究論文〕村山修一「宮廷陰陽道の形骸化と世俗陰陽道の進出」(『日本陰陽道』)

史総説』、一九九一年) 宿曜師には珍流・算流・一流などがあり、算派は東方祭という特殊な行法を相伝した。

- ・「伏見宮記録」延慶三(一三一〇)年一〇月二三日(伏見院女御広義門院寧子の着帶・祈祷、『大日本史料稿本』)。

三、星供 宿曜師栄算法印、

供料経親卿沙汰、栄算ハ九百疋之由申之、而経親卿只下行三百疋、栄算申子細云々、治定分可尋記、

- ・幕府との関係

ア、良算 寛喜二(一二三〇)年一一月二二日、天変の祈祷に際し鎌倉で修す(『吾妻鏡』)。

イ、『葉黄記』寛元五(一二四七)年正月二六日条(鎌遺六七九四)。

一、賢算律師・算明法橋申宿曜道事、

宿曜秘法、慶算法印相承之、慶算伝二人之弟子良算、算明、良算伝聖算、〃〃於旅館頓滅、
今賢算良算弟子・算明等致此相論、又良算実子幼童陀羅尼丸、帶父讐、聖算実子幼童有王丸、憑賢算之
扶持、又望申之也、算明已伝受秘法了、慶算注置其子細了然者、為器量之仁可奉御祈歎、後可伝
陀羅尼丸歎之由、予發語、被同之、又可被召覽文書正文云々、条々大概如此、不見本文書者、後見難心得歎、然而篇目許也、早破也、

二 延慶改元・改暦時の朝幕交渉について

①延慶改元・改暦の経過(『史料綜覧』)

徳治三(一三〇八)年八月四日、將軍久明親王帰洛、一〇日に守邦王、新將軍。

八月二十五日、後二条天皇没、九月八日、花園天皇践祚、一九日、尊治親王、皇太子、守邦王、親王。一〇月九日に改元、改暦決定。

[研究史]

- ・改元 所功 「何らかの意図」で行われ「親王將軍就任を慶祝するために、改元を要請した」(前掲著)
- ・改暦 章中朔旦(中間朔旦冬至)によるもの。一九年に一度の一月朔日が冬至とが重なる吉例朔旦冬至に対し、その中間に朔旦冬至が発生する例。保元元(一一五六)年の先例にならって改暦(桃裕行「閏月と朔旦冬至(一九年七閏への執心)」『暦法の研究』上、一九九〇年、一九七四年初出)同「嘉元三年見行草について」『暦法の研究』上、一九九〇年、一九六七年(山下克明「『大唐陰陽書』の考察—日本の伝本を中心として—」(『平安時代陰陽道史研究』、二〇一五年、二〇〇一年初出))

②改元詔書の鎌倉到着にかかる日数

不明 寛喜(一二二九年、三月五日改元、改元吉書始が二五日)

一九日 嘉禎(一二三五年、九月一九日改元、一〇月八日着)

一六日 暦仁(一二三八年、一一月二三日改から元、一二月九日着)

一五日 安貞（一二二七年、一二月一〇日改元、二五日着）
一四日 建久（一一九〇年、四月一一日改元、二五日着）、元仁（一二二四年、一月二〇日改元、一二月四日着）
一二日 貞永（一二三二年、四月二日改元、一四日着）
一一日 仁治（一二四〇年、七月一六日改元、二七日着）
一〇日 承元（一二〇七年、一〇月二五日改元、一一月五日着）、建暦（一二一一年、三月九日改元、一九日着）、嘉祿（一二二五年、四月二〇日改元、五月二日着）、
九日 建仁（一二〇一年、二月一三日改元、二二日着）、建保（一二一三年、一二月六日改元、一五日着）、延応（一二三九年、二月七日改元、一六日着）
八日 天福（一二三三年、四月一五日改元、二三日着）
六日 弘長（一二六一年、二月二〇日改元、二六日着）
五日 寛元（一二四三年、二月二六日改元、三月二日着）、文応（一二六〇年、四月一三日改元、一八日着）
四日 康元（一二五六六年、一〇月五日改元、九日着）、正嘉（一二五七年、三月一四日改元、一八日着）

（参考）京・鎌倉間の最短時間 三日

・北条義時死去（『吾妻鏡』）、北条時宗死去（『師守記』）

③延慶改元・改暦の伝達時間

・後二条院崩御八月二五日、改元一〇月九日、改暦一〇月二五日（当該年、閏八月）
・東使 二階堂貞藤・長井貞広 九月三日「関東使左近大夫入道道潤^{長井}、入洛参院^{持明院統}奏可有御政務由^{○歴代}最要」（『続史愚抄』）
・花園院の即位の日取り

ア、『師守記』貞和五（一三四九）年六月二九日条

一〇月二五日「被定御即位以下日時、先度雖被勘之、今日被改勘、依改暦事歟、上卿權
(花山院) 大納言藤原師信卿^{春宮大夫、春宮大夫、}」
大納言藤原師信卿^{兵部卿、兵部卿、}」

・改元への鎌倉の関与

イ、摂政鷹司冬平『後照念院關白^{冬平}記』徳治三年一〇月九日条

九日、改元定也、先例多者讓位翌年有此事、而今度閑東内々有申旨之間、忿被行別儀也、
(中略) 此次、返上勘文、此間且可被申所存之由示人々、仍面々評議、為藤朝臣帰来、
仰可一同之由、〔不參仙洞、摂政被示歎、兼被承院仰歎〕、(中略、「延慶」) 下置慶字
例又不快之由按察申之間、猶難一決之由、重奏聞之処、帰来云、改徳治三年可為延慶元
年、代始例詔書令作^ヨ、予召内記^{大内記}_{行氏}仰之了、退出、依有勞事所早出也、此後事可奉行之
由、示按察也、詔書以下与奪納言之条有先例也、

ウ、後伏見天皇日記『心日御記』一〇月九日

今夜申之趣、仗議中間職事参申条、遼遠御所往反有其煩、延慶・々長等之間ヲ定、諸卿
モ举申也、然者摂政可相計之由、兼被仰摂政也、深更為藤朝臣参申、改徳治三年可為延
慶元年之由、諸卿定申云々、凡此事善治定上者、雖勿論也、恥事例也、先々禁裏・仙洞

之間、如法遼遠時モ、如此事ニ職事往反事也、又此仙洞強禁裏不遠、改時先例モ、毎度々々諸卿所存ヲ職事参申院、就是治定ノ年号ヲ被仰下事也、**今夜議ハ治定様ヲ事ノ後参申也、雖恥如此事、違先例之条、可為自由儀也**、愚意所存、無左右記顕之条尤有憚也、
(後略) 即位以前改元不普通也、但、**今度關東密々有申旨入道相國之由、聞之、依不及左右有其沙汰也**、即位以前改元天曆也、其外之例、可引勘者也、代始改元、任常例無赦恩詔、

工、洞院公賢『園太曆』文和元年九月二七日条

元曆即被経沙汰忿被行、非不快例之上、延慶又就關東申行有沙汰、仍可被忿行之、有宥沙汰之条、何事有哉之旨申了

④改元勘文提出者 (『改元宸記』『続群書類従』一一上)

日野俊光 [慶長・延慶・康永]、菅原在輔 [正慶・慶長・曆長]、藤原淳範 [弘建・建久・延文・応安・正弘]、藤原敦継 [嘉慶・天明・明長]

[判断] 院は延慶・慶長を推薦、鷹司冬平・西園寺公顕・西園寺公衡が延慶、洞院実泰・花山院師信・土御門雅長・中御門經継らは別年号。西園寺実兼の主張が通った。

⑤改曆 『花園天皇日記』延慶元年一一月一日条

一日、申 戌、^(三条) **御曆奏**、^(公秀) 上卿權中納言藤原朝臣、

三 六波羅探題金沢貞顕と公家との関係

①六波羅探題金沢貞顕 南方。北方は徳治二(一三〇七)年に北条時範が没してのち配置されず、延慶元(一三〇八)年末の離任まで探題は貞顕一人

○吉田定房『吉口伝』 嘉元三(一三〇五)年、定房が後宇多院を訪れて夜行について院宣が下った際、官人らは「貞顕之縁、依有内縁也」といった(『続群書類従』一一上)。

[参考] 後二条天皇 氏名未詳書状(貞顕周辺女性)「御いたハリ、たゞ五日にて候しか」(鎌遺二三三四四)

②貞顕の書写活動と公家との関係

ア、『百鍊抄』卷八(文識語二〇五〇)。

嘉元二年四月廿六日、以大理定房卿之本、書写校合畢、又、以權右中弁宣房朝臣之本見合訖、(吉田) (万里小路)

イ、『院号部類記』(宮内庁書陵部所蔵)

以菅家秘説、奉授申皇太子而已、式部大輔菅臣在輔

以菅家秘説、授申九条三品羽林而已、式部權少輔在輔

以家秘説授申右大將軍訖、

鷹司殿翰林主人 菅原在輔

正安二年九月八日、家秘説奉授 皇太子而已、

学士菅原在輔

〔注〕皇太子は邦治親王（後二条天皇）、②の九条三品は九条忠嗣、「北条氏系図」実泰娘「女 二位中将忠嗣卿室」（『系図纂要』第八冊収録）

ウ、『群書治要』卷二八は延慶元年一二月一七・一八日の校合（鎌倉下向直前まで継続）

エ、恒明親王周辺周辺と貞顕の関係 貞顕書状（『光明真言念誦次第』）

a 法皇の御あとハ、院御方へハまいり候ハて、ミナ今宮へまいるなときこえ候、返々ふしきニ覚て候、西園寺〔　〕候やらん（鎌遺二二三二五）

b □□ひ入候、順教の申候し者（中欠）□□これにてさふらひける、いま宮殿への御ふミみもまいらせ候、

（今）いま宮殿よりの古今たまハリ候ぬ、民部入道の（金文四九七、鎌遺二二三二七）

※貞顕書状に恒明親王の立太子要請や延慶改元・改暦のことは一切みられない。

③改元・改暦の時期の貞顕

ア、元徳元（一三二九）年 金沢貞顕書状 息子で六波羅探題貞将宛て（鎌三〇五八〇）。

一、兼冬使節事、未無御沙汰候之際、一昨日廿一日、温泉下向事、申入候時、謁長崎左衛門入道、再三申候了、（道蘿）出羽入道在洛之間、御免難治候歟、彼下向以後可参向之由、御返事を被下候之様、可有申御沙汰候、且愚老延慶二年に最勝園寺殿御時下向候時、前年の十一月に、明春可下向之由、預御返事候了、先例如此候之旨申候き、可存其旨之由、返答候、いかなるきか候やらん、いまゝて遅々候、無心本候、被申候之趣、不及御沙汰候者、早速ニ（後欠）

イ、延慶元年 金沢貞顕書状（鎌遺二三四四五）

円覚寺額事、任被仰下之旨、可令申入 仙洞給由、内々伺申西園寺殿候之処、悉被下震筆候、子細定長崎三郎左衛門入道令言上候歟、以此旨、可有洩御披露候、恐惶謹言、

十一月七日 越後守貞顕「（花押）」

進上 尾藤左衛門尉殿

ウ、伏見上院宣（円覚寺文書、鎌遺二三四八七）。

建長・円覚両寺可為定額寺事、即被 宣下候了、官符二通被召遣之由、可被申関東之旨、院御氣色所候也、仍言上如件、経親誠恐頓首謹言、

（延慶元年）十二月廿二日 経親

進上 伊豆守殿

〔新任探題北条貞房〕一二月七日には京着、一〇日に六波羅で評定始（鎌遺二三四七四）。貞房の鎌倉出発は一一月二〇日過ぎ、長崎思元の鎌倉着と入れ替わり。

〔関連文書の日付〕延慶改元・改暦での褒賞の伏見院院宣 一二月一〇日、貞時の宣算への感状発給は一二月二八日。

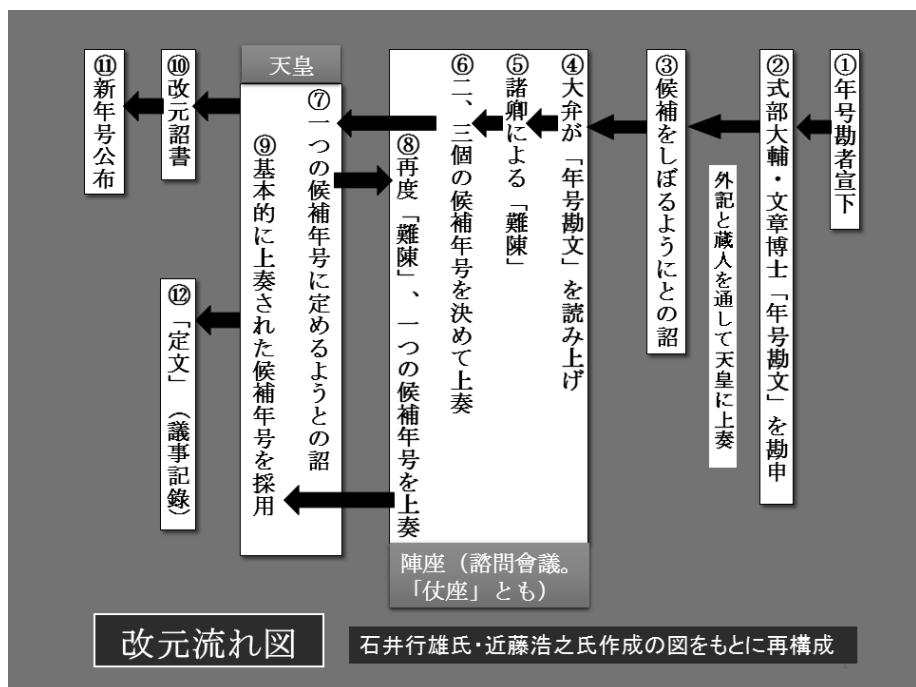
〔貞顕の六波羅離任〕一二月一八日、『群書治要』校訂終了。延慶二年正月一四日付け順覚書状 「昨日、六波羅殿下向候」（鎌遺二三五五九）

難陳—朝廷における改元議論の実態

水上 雅晴（国立歴史民俗博物館客員教授、
中央大学文学部教授）

1. 「難陳」とは？

組織や集団において、提出された複数の意見や見解に対して、その善し悪しを決めたり、選択の決定を下したりするために、議論という方法が取られることは珍しくない。日本の年号が決められる一連の流れは下に示す図の通りであり、「改元定」^{かいげんのさだめ}と呼ばれる朝廷内での諮問会議においても「難陳」と呼ばれる議論が一つのプロセスとして組み込まれてい



た。「難陳」が実施されるのは、下の図では⑤と⑧の段階である。

議論の対象となるのは、「年号勘文」に記されている新年号案とそれぞれの典拠となる漢籍の文言である。「年号勘文」は毎回三～七通提出され、一通あたり三つほどの新年号案が記されるのが通例であった。日本の大半の年号は漢籍の出典を持っているから、「年号勘文」を提出できるのは、漢籍に関して一定以上の素養を持つ者でなくてはならず、文学や歴史に関わる漢籍の教授者である「紀伝博士」が主としてその任に当たった。

年号に関する「難陳」が始まった時期は不明だが、現在残っている史料から、「長徳」(995-99) 度まではさかのぼることができる。「難陳」には、関白以下、当代一級の文人を含む公卿が参加し、議論の内容は、その時々の日本人と漢学・漢文・漢籍との関係について一端を垣間見せてくれる。本稿では年号の文化史的側面に重点を置き、主として鎌倉以前の「難陳」を内容に即していくつかのタイプに分け、タイプ別の状況を見ていく。

2. 先例との関係：公家社会の例に漏れず、「難陳」では多くの場合、先例を問題にする。

→「難陳」は、年号の先例がある程度蓄積されてから本格化したと考えられる。

①年号に使われたことがある文字の位置：上の字に使用か、下の字に使用か。

01 寿永（1182-84）度「寿永」難陳：以寿為上、我朝無例、吉否不可及沙汰。永為元永・天永吉例也。（日本では年号の上の字に「寿」を使った例がないから吉凶の判断がつかない。）

②異朝年号：中国の年号は吉凶の判断の参考になる。

02 天福（1233-34）度「延嘉」難陳：本朝下嘉無之。異朝四ヶ度有此号、皆以不快。就中漢沖帝・晋懷帝両帝永嘉、殊以不快。（日本では年号の下の文字に「嘉」を使った例がない。「異朝」では四度あるが、いずれも面白からず。）

※後漢の冲帝劉炳が二歳で即位し直後に没した時の年号が「永嘉」ではなく「永熹」であることは、王先謙『後漢書集解』卷六を参照。晋の永嘉の乱では都の長安が陥落。

03 享禄（1528-32）度「和元」難陳：和元其聞不宜歟。其上漢家元和、自唐憲宗至穆宗十五年之号也。異朝号打返用本朝之例、元永・寿永・貞永・康元・嘉元等、皆以不快之上者、今更難被採用歟。

※中国の年号をそのまま使用するのは基本的に避けるが、「打返」=上下をひっくり返して使うのは可能。ただし、先例はいずれも面白からず。「元永」は後漢の年号「永元」の打返。寿永・貞永・康元・嘉元は、順に後漢・唐・晋・南朝宋の年号の打返。

③偽位年号：中国の非正統王朝や周辺国の年号は用いない。朝鮮年号は言及ないか。

04 仁安（1166-69）度「仁安」難陳：仁安、偽位年号也。而被用之、未曾有事也。

※仁安（720-38）：唐の北東周辺部にあった渤海国王大武芸の治世に用いられた年号。

05 建仁（1201-04）度「恒久」難陳：恒字和漢無例、後蜀李期年号玉恒許也。不宜云々。予云、件字李期偽位者也、尤不宜。（年号に「恒」字が用いられたことは和漢に例が無く、後蜀の李期の年号「玉恒」（335-38）のみであり、それはよろしくない。）

※後蜀：五胡十六国時代（304-439）の国。「成」「大成」「成漢」とも称される。

④年号の持続年数：持続年数が短い年号に使われた文字は避ける。

06 元暦（1184-85）度「承徳」難陳：承徳〔1097-98〕雖爲聖代之年号、只一年也。

07 天治（1124-26）度「永定」難陳：永貞〔805〕、……是唐年号也。只一年也。尤有憚者。

⑤世情：自然現象・社会状況などを考慮。

08 長徳（995-99）度「長徳」難陳：日本年号、德字只天徳〔957-961〕也。彼年有疫癘、又有内裏焼亡者。

※天徳元年（957）2月11日に「神祇官倉火」（『日本紀略』）、7月27日に「依康子内親王薨、停止相撲事、無相撲節、以六月六日康子内親王薨并飢渴疫病也」（『日本紀略』）、9月30日に「勸学院火」（『扶桑略記』・『日本紀略』）など同年は災禍が続いている。

⑥代終年号：天皇在世時の最後の年号に使われた文字は避ける。

09 承徳（1097-99）度難陳：天安・安和等代末年号也。有其憚。

※天安（857-59）：文徳天皇の最終年号。／安和（968-70）：冷泉天皇の最終年号。

⑦新字：これまで使われたことがない（→先例がない）文字の使用は慎重に対処。

10 大治（1126-31）度「淳徳」難陳：淳徳又淳字先々不見之字也。（「淳」字は使われた例がない。）

11 天承（1131）度難陳：於無難之字、雖無旧字有何事矣。若字尽後、以何可為年号哉。（問題がない字なら、新字でも構わない。先例のある字ばかり使っていて、年号に使える字が尽きてしまったら、どうするのか。）

12 永仁（1293-99）度：初度、先例新字一、古字一、已上二所獻也。

※広橋家（藤原氏北家日野流）のしきたり：初めて年号勘文を勘申する時は、先例に含まれる字を使った年号と新字を使った年号の二つを提出する。

3. 引文：典拠となる漢籍からの引用文であり、年号勘文に記される。

①趣意：引文に好字が並んでいても、文意が年号にふさわしくなければ退ける。

13 応徳（1084-86）度「永長」難陳：又永長、案後漢書本文、諸侯王事也。非王者事。（「永長」の引文の原典である『後漢書』の本文を見ると、諸侯王〔天子に諸侯として封じられて王号を持つ者〕のことであり、王者〔=天子〕のことではない。）

※『後漢書』光武帝紀：周封八百、同姓諸姫並為建国、夾輔王室、尊事天子、享国永長、為後世法。（周は八百名を諸侯として封じ、王族と同じ姫姓を持つ者がそれぞれ国を建て、王室を支え、天子を尊んで仕え、長く国を保ち、後世の模範となった。）→永長（1097）度に大江匡房によって同じ引文で勘申され、採用されている。

14 天治（1124-26）度「慶延」難陳：又慶延歟、後漢郭躬能學法、令子孫為郎尉、其余慶延于代之文、難年号歟。（引文「後漢書曰、慶延于代、蓋由此也」は、後漢の郭躬かくきゆうが法律を熟知していたおかげで、余慶が子孫に及んだという個人的な状況を記したものに過ぎず、年号には不適当。）

②注釈：漢籍の本文ではなく、注釈を使うことに関する疑問。

15 延久（1069-74）度「延久」難陳：余申云、延久者、説文吉候。但以注文令勘申定先例歟。内大臣被示云、經家之文、注并正義文、何難之有乎。

※「延久」の引文は、『書經』くんせき君奭篇の注。「余」=源経信が儒家の經典の本文ではなく、注釈を典拠としていることに関する先例の有無を尋ねたのに対し、「内大臣」=源師房は、経学家が使う經書の文に関しては注や疏（注に対する再注釈。「正義」は書名による言い方）を使っても全く問題ないと答えており、儒家の經典が特別視されていることがわかる。実際のところ、一つ前の年号治暦（1065-68）が『書經』泰誓上篇の疏を典拠としているように、儒家の經典の注釈はそれ以前から引文に使われている。

4. 年号に使われる漢字：漢字の三要素=形・音・義と年号。

①形：漢字の形態上の構成要素。

（a）偏と旁

16 治暦（1065-69）度「治暦」難陳：抑承因炎旱改元由、然者治暦何事候哉。其由者、以治字有三水点也。以水祈雨也。（旱魃かんばつのため改元するので、三水〔氵〕を持つ「治」が好ましい。）

17 康治 (1142-44) 度「康治」難陳：康治二字皆從水。然則以水災可有飢饉之象也云々。（「康治」は二字とも「水」を含む文字なので、水害による飢饉をもたらさないか心配だ。）

18 治承 (1177-81) 度「治承」難陳：治承者頗優。但両字共有水作、洪水之難可忌歟。……永治雖有洪水之聞、永承 [1046-52] 無其愁歎云々。上卿仰弁云、永承有洪水之聞乎、可問外記。永承洪水不聞云々。（「治承」はいずれも「水」を含む文字であり、洪水の心配がある。永治の時には洪水があったが、永承の時はどうだったかを外記に尋ねている。）

※永承洪水：永承元年五月二十七日条：洪水。（『扶桑略記』卷二十九）

(b) 測字 (拆字、破字、^{せき}相字、離合字) : 漢字を分解して判断する。

19 天仁 (1108-10) 度「正治」難陳：〔藤原〕為房云、正字、〔中原〕師遠申云、一止有其憚歎。

※『隋史』五行志上：後齊文宣帝〔在位：550-559〕時、太子殷当冠、詔令邢子才為制字。子才字之曰正道。帝曰、「正、一止也。吾兒其替乎。」（「正の字は一と止から成る。皇太子である私の息子は即位の後、位を取り替えられるのであろうか。」）

20 久寿 (1154-56) 度「天保」難陳：天保、北齊文宣定帝年号也。天人只十之由、其時議者難之。（「天保」は「天人只十」に分解できる。なお、「定」は衍字^{えんじ}〔余計な字〕。）

21 寿永 (1182-84) 度「永寶・承寶」難陳：源相公〔通親〕云、永字從水、寶字中ニ有王字。然者如舊難水寶、折節尤可相憚、就中水中王モ甚以不快候。右大弁〔藤原經房〕、離合難字、和漢皆有其例。（「永」は「水」を含み、「寶」（宝の旧字体）は「王」を含み、王の水難が懸念される。）

(b) 「武」に関わる文字

22 寛徳 (1044-46) 度「盛徳」難陳：盛字從戈從血歎、頗不快者。

23 延久 (1069-74) 度「成徳」難陳：成字有戈、如何候乎。（盛=戈+血？）

24 治承 (1177-81) 度「弘保」難陳：弘字有弓作、弘仁有兵革、當世殊可忌避。

※同様の難陳は、養和 (1181-82) 度「弘保」難陳、弘安 (1278-88) 度「弘安」難陳、元亨 (1321-24) 度「弘元」難陳、正中 (1324-26) 度「弘暦」難陳にも見える。

②音：漢字の音と訓。

(a) 音通

25 長徳 (995-99) 度「長徳」難陳：長徳似有俗忌、可謂長毒歎。

26 永保 (1081-84) 度「永長」難陳：人々申云、永長字、對馬音、似笛名、仍不申之歎。

※「對馬音」は日本の漢字音の古層に属する「吳音」のこと。欽明天皇の時、百濟の尼僧法明が対馬に来て吳音で維摩経を読んで仏教を伝えたという伝承による呼称。／「永」の吳音は「よう」、「長」には「じょう」の音もある。／横笛：「おうてき」と音読みすると「王敵」に通じるので、「ようじょう」と読み替えられたことがあった。

27 大治 (1126-31) 度「大治」難陳：大治對馬音為大地、世俗大地震動、大地為的、是共不吉也。依對馬不被用、是常事也。

※「地」を呉音で読むと「治」の字音「じ」と同じになり、世間にいう「大地震動」・「大地為的」が想起され縁起が悪い。「大地震動」は仏典によく現れ、「大地為的」は源為憲『世俗諺文』第二に見える。

28 嘉承 (1106-08) 度「嘉承」難陳：漢書云、嘉承天和之者、天和字音可憚哉。……右大弁申云、天和之音、通天火者。（「和」〔漢音〕・「火」〔漢・呉音〕、共に「か（くわ）」の字音あり。）

29 保安 (1120-24) 度「天治」難陳：天治雖宜、文字音似天智天皇。

30 天治 (1124-26) 度「天治」難陳：案先例、称德天皇 (764-70) 已無其憚、堀河聖代有承德 (1097-98) 号。（堀河天皇の御代に称徳天皇と同音の「称徳」を年号に用いた先例がある。）

31 平治 (1159-60) 度「淳仁」難陳：淳仁其諱在賢皇御諱、同可被避歟者。

※醍醐天皇：諱敦仁。「淳」と「敦」、いずれも「あつ〔し〕」の訓あり。

(b) 反音 (=反切音)：二字並べた上の字で声母、下の字で韻母を表す方法。

32 天仁 (1108-10) 度「正治」難陳：正治ハ返音詞也、頗有諱音也。

※「正／政（呉音）shō・治（呉音）jī」の反音「shi」で示される文字は次を参照。

33 長承 (1132-35) 度「政治」難陳：政治、反音死也。可無便也。

※「正治」・「政治」の反音が「死」(shi)になるのは日本語の漢字音の場合であり、中国語の漢字音（便宜上、現代中国語のピンインを使用）では、「正・政」の声母(zh)と「死」の声母(s)は異なり、「正（政）治」の反音は「zhi」で「死」にならない。

34 元暦 (1184-85) 度「元暦」難陳：縱雖反音凶、全不及苦。延喜・天暦、本朝第一之聖代也。件兩号共反音凶也。（延喜→異、天暦→敵）

35 『元号字抄』「年号切韻字之例」：藤原永範卿、称先儒勘例、延喜〔901-23〕反異、天暦〔947-57〕反敵、共有其忌云々。

36 『元号字抄』「政治」：如中右記者反死字云々、如当世所用韻鏡者、大相違畢。引勘韻鏡并韻書等、死字上声韻也。治字不入上声韻、尤相違也。若又雖為上声、可反姪字也。不可為死字。但故人非韻鏡切者、不能是非也。

※『韻鏡』にもとづく正式な反切による批評。『韻鏡』は十一世紀後半に中国で出版され始めているから、日本には鎌倉時代以後に入つて來たと推察される。

③義：文字を補ったり、訓詁を利用して別の漢字に置き換えたりする。

37 大治 (1126-31) 度「天寿」難陳：天寿雖優美、頗有所憚歎。天、天子也。寿、寿命也。仍天寿二若三四五五年止之、尤似謂短命天子也。（年号は数年しか続かないという前提。）

38 仁安 (1166-69) 度「仁安」難陳：安字止訓歎。仁止如何。（「安」には「止」の訓（『廣韻』）があるので、勘申された「仁安」は「仁が止まる」の意になつてしまふ。）

39 承安 (1171-75) 度「養元」難陳：養字者取也、見毛詩歎。元字首也、見左伝。（「養」には「取」の訓〔『詩經』周頌「酌」毛傳〕、「元」には「首」の訓〔『春秋左氏伝』哀公十一年注〕があり、二つを組み合わせると「首を取る」になつてしまふ。）

40 安元 (1175-77) 度「安元」難陳：中宮大夫曰、安ハ止也。元ハ首也。……左府云、見何文哉。中將云、見宋韻。……藤中納言云、安、止居、然者偏非停止歎。安座之心歎。然

者通吉、何可爲不吉哉。 ……又藤中納言云、元ハ首也トハ始ト云也。カウベト不可読事也者。（「安ハ止也。元ハ首也」は、「宋韻」 = 『廣韻』に見える。「安」は「^{とど}止まり居る」ことであり、「停止」の意味ではない。「仁に安座する」意味なのだから、不吉とは言えない。／『春秋左氏伝』の注に「元ハ首也」とある「首」は「始」の意味であり、「こうべ」と読んではいけない。）
※『廣韻』は宋代に編纂された韻書（発音字典だが、字義の解説もなされる）。

5. 「難陳」の変遷：武家との関係の変化。同工異曲の議論が幕末まで続く。

- [41] 弘安（1278-88）度「弘安」難陳：弘字事、弓作爲古難。凡者文武之二道可相並之謂、政道要樞也。（弓偏の文字に対する論難があるが、文武が助け合うのが両道が政治の要道。）
- [42] 貞治（北朝 1362-67）度「貞治」難陳：藤中納言〔日野時光〕云、「利武人之貞」、外聞雖有憚、武家偏執天下、公家可衰微之文歟。……〔柳原〕忠光申云、……武字止戈也。以戰栗不為武本意。（時光：外聞が憚られるが、引文は、武家が天下を牛耳り、公家が衰退に向かうことを示している。……忠光：「武」の字は「戈を止める」と書き、人々を脅かすのが本義ではない。）
※「武」を「戈+止」と俗解する測字的解釈は、『左氏伝』宣公十二年に既に見える。
- [43] 寛永（1624-45）度「享明」難陳：就享明之号、文明之外無他例、義〔「疑」の誤か〕難無指事歟。……又明之字用下不快ト云ハヽ、是又吉乎。既ニ寿永凶ニシテ文永・康永吉也。強依上下ノ字吉凶相交トハ不見歟。
- [44] 万治（1658-61）度「宝觀」難陳：宝觀之字事、後深草院宝治（1247-49）・後花園院宝徳（1449-52）年序不久。異朝唐肅宗宝應一年而代末年号（762-63）也。……穀梁伝曰、常事曰視、非常曰觀云々。於寶觀之字者、難登用乎。
※年号の持続年数、中国の年号の状況も勘案している。あまり読まれない『春秋穀梁伝』の訓詁を使っているが、本文の文脈を無視して引き合いに出している。
- [45] 安政（1855）度「和平」難陳：和平号、引文疊字、最佳号候。雖然和之字、国音近火、平亦与兵通音。今度回祿、且邊海防禦之時節、音響共不快候。
※疊字：熟語。回祿：中国の火の神の名→火事。ペリー来航は嘉永六年（1853）。

6. 今後の課題

難陳において引用される漢籍の版本や利用実態。言語分析と学問・文献上の条件との関係／／「難陳」の中に現れてくる合理的な思考にもとづく議論が出現する要因。／『元秘抄』など「難陳」の「傾向と対策」用の書物と実際の議論との関係……等々。

紙数が極めて限られているので、引用資料の典拠は、以下の通り簡略に示すにとどめる。

[01-04] ; [06-10] ; [12-14] ; [16-22] ; [24] ; [25] ; [27-31] ; [34-42] : 『続群書類従』11 上「公事部」。
[05] : 『大日本資料』。
[11] ; [15] ; [23] ; [26] ; [33] ; [45] : 『大日本資料』稿本。
[32] : 『改元部類記』（H-63-171。本館所蔵）。
[43] : 『寛永難陳』（H-63-181。本館所蔵）。
[44] : 『改元記』（146-21。国立公文書館内閣文庫所蔵）。

本稿は、国立歴史民俗博物館共同研究「廣橋家旧蔵文書を中心とする年号勘文資料の整理と研究」・JSPS 基盤研究（B）（15H03157）による研究成果の一部である。

第106回歴博フォーラム「年号と日本文化」アンケート

本日は歴博フォーラムにお越しいただき、ありがとうございました。今後さらにフォーラムを充実したものとするため、以下のアンケートにご協力を願いいたします。

なお、アンケートは閉会後に受付にて回収させていただきます。

(以下の設問の答えに該当する記号を、○で囲んでください。また、〔 〕内はご自由にご記入ください。)

1. あなたの年齢は？

ア. 20歳未満 イ. 20代 ウ. 30代 エ. 40代 オ. 50代 カ. 60代 キ. 70歳以上

2. あなたの住所は？

ア. 東京都 イ. 千葉県 ウ. 神奈川県 エ. 埼玉県 オ. 茨城県 カ. その他〔 〕

3. このフォーラムの開催を何で知りましたか？

ア. 新聞〔 〕 イ. 友の会ニュース ウ. ポスター エ. チラシ オ. 人に聞いて
カ. ホームページ キ. メールマガジン ク. ツイッター ク. その他〔 〕

4. 3で「ウ.ポスター」「エ.チラシ」を選択された方にお聞きします。どこでご覧になりましたか？

ア. 歴博 イ. 公民館 ウ. 図書館 エ. 博物館・美術館・資料館 オ. 大学
カ. 市区町村役所 キ. 駅 ク. その他〔 〕

5. 今回のフォーラムの全体的な感想はいかがでしたか？

ア. よかった イ. どちらかというとよかったです ウ. ふつう
エ. どちらかというとよくなかった オ. よくなかったです

6. 歴博に今まで何回くらい入館したことがありますか？

ア. 0回 イ. 1回 ウ. 2～4回 エ. 5回以上

7. 歴博のフォーラムに今まで何回参加したことがありますか？

ア. 0回 イ. 1回 ウ. 2～4回 エ. 5回以上

今回のフォーラムの内容（良かった点・良くなかった点等）について、ご意見・ご要望等がございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

ご案内

【展示のご案内】

- 企画展示「「1968年」－無数の問いの噴出の時代－」
会期 平成29年10月11日（水）～平成29年12月10日（日）
- 第3展示室特集展示「年号と朝廷」
会期 開催中～平成29年10月22日（日）
- 第4展示室特集展示「国立公園 今昔」
会期 開催中～平成30年1月8日（月祝）

【催事のご案内】

第107回歴博フォーラム「戦後社会運動のなかの『1968年』」

- 日 時 平成29年10月21日（土）10:30～16:00
場 所 国立歴史民俗博物館講堂
申込方法 ①れきはくホームページ内専用フォームからお申込み。
<https://www.rekihaku.ac.jp/events/forum/index.html>
②往復はがきでのお申込み。
→行事名・開催日・住所・氏名（ふりがな）・電話番号を明記の上、
下記住所にお送り下さい。
宛先：〒285-8502 佐倉市城内町117
国立歴史民俗博物館 広報・普及係
その他 聴講無料、定員260名。
お申込みは、2ヶ月前から前々日まで受け付ける予定ですが、定員に達した
時点で締め切ります。

【歴博の情報発信】

国立歴史民俗博物館の企画展示・フォーラム・講演会等の情報は、ホームページ・ツイッター・
ニュースレター（メルマガ）でもご案内しています。

- ホームページ <http://www.rekihaku.ac.jp/>
- ツイッター @rekihaku
- ニュースレター <http://www.rekihaku.ac.jp/others/mailmagazine.html>

※ホームページのトップ画面に「れきはくニュースレター」のアイコンがあり、そこから登録画面に進めます。

第106回歴博フォーラム「年号と日本文化」

- 発行日 2017（平成29）年9月16日
編集・発行 国立歴史民俗博物館
〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117番地
Tel. 043-486-0123（代）
-

ISBN978-4-909293-01-5



9784909293015

